

船舶事故調査報告書

令和4年10月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年12月29日 13時30分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市亀浦港北西方沖 孫埼灯台から真方位325° 1.3海里付近 (概位 北緯34°15.4′ 東経134°37.7′)
事故の概要	プレジャーボートマリン・ノア ^{スリー} Ⅲは、漂泊中、また、漁船徳丸 ^{とく} は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年2月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート マリン・ノアⅢ、2.6トン 280-44116 徳島、個人所有 B 漁船 徳丸、1.8トン TO3-17842（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に亀裂等 B 左舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮流 北西流約1.3ノット (kn)
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、亀浦港北西方沖において、船首を南東方に向けて漂泊中、A船の右舷中央部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、一本釣り漁を行う目的で、亀浦港北東方沖の漁場に向けて東進中、まもなく漁場に到着するので、3knの対地速力に減速し、船尾甲板で漁具の準備作業を行っていたところ、衝撃を感じてA船と衝突したことに気付いた。 船長Bは、減速する前、船首方を見たが、他船を見掛けず、航行の支障となる船舶がいらないと思い、いつものように船尾甲板で漁具の準備作業を行っていた。
分析	A船は、漂泊中、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報を得ることができなかったことから、B船と衝突した状況を明らかにすることができなかった。 B船は、漁場に向けて東進中、船長Bが、船首方に航行の支障となる船舶はいらないと思い、船尾甲板で漁具の準備作業を行っていたこと

	<p>から、前路で漂泊中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、減速する際、船首方を見たが、他船を見掛けず、船首方に他船はいないと思っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂泊中、B船が東進中、船長Bが、船尾甲板で漁具の準備作業を行っていたため、前路で漂泊中のA船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、漂泊中であっても常時、周囲の適切な見張りを行い、接近する船舶を認めたときには、余裕のある時機に注意喚起を行い、船外機を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 船長は、航行中は、操船に専念し、甲板上での作業は、停船して周囲の見張りを適切に行ってから行うこと。